

評価書（個票）

事務・事業名	調理師の試験事務	担当課 (担当課長)	健康局健康課 (健康課長 正林督章)	
根拠法令等	調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項	類 型	試験（資格付与）	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	○事務・事業創設時の趣旨 2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格することが、調理師免許取得の要件の1つであるが、当該調理師試験の全部を都道府県が行うことが困難な場合を想定し、試験事務を行うことができる法人を指定することとしたもの。 ○事務・事業の内容 都道府県が、厚生労働大臣が指定した法人に対し、調理師試験事務の全部又は一部を行わせることができるとするもの。			
事務・事業の目的	調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について調理師試験を行う。			
関連する政策目標	—			
関連する業績指標	—			
指標の目標値等	—			
法人の指定等の状況	（公社）調理技術技能センター 平成20年6月3日指定			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし			
料金等・積算根拠	都道府県の条例による			
事務・事業の実績	○実績（平成27年度） 12都県（青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、高知県、香川県、福岡県） 受験者数8,009名（集計中）			
国からの補助金等	特になし			

事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。引き続き、指定、登録等の基準、指定、登録等を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開している。
事務・事業の必要性等・有効性	調理師法上、調理師試験は、都道府県知事が行うこととされている。一方、全国均一の水準により資格の付与を確保する必要があるが、現在、23,844人（平成２７年度※集計中）の調理師試験受験者がいる中で、一定の試験事務作業量が発生するところ、都道府県の人員不足等により、試験事務作業を円滑に行うことができない場合が起こりうる。このため、当該試験事務を良質かつ安定的に行うことができる法人をあらかじめ指定し、都道府県が当該指定機関に委任することができるようにしておく必要がある。
事務・事業の執行体制の妥当性	調理師法では、調理師試験の試験委員の要件等を定めるとともに、あらかじめ試験事務規程を確認することとしているが、現在指定を受けている法人は、これらの基準を満たすかどうかを客観的かつ厳格に確認した上で指定されているものであり、適格な法人選定が行われているものとする。また、厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対して報告を求めることができることとしており、適正な事務の実施の担保が図られている。 なお、試験機関の指定は申請により行っており、実施主体を限定しているものではない。
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	上記の評価をふまえ、本事務・事業は定期的検証を行いながら継続する。
備考	